

高松市民プール跡地の利活用検討に向けた基礎調査業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり、企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年12月18日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 高松市民プール跡地の利活用検討に向けた基礎調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年8月29日（金）まで
- (3) 契約限度額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 支払い方法 完了払いとする
- (5) 委託業務の概要 別添 仕様書 のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく公正手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 過去に公有地利活用の調査・検討に関する業務契約を締結し、適正に履行した者であること。
- (6) 複数の事業者により構成される共同企業体である場合は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。
 - ① 構成されるすべての事業者（以下、「構成員」という。）の間で、役割分担や業務方法などを明確にした協定書を締結していること。
 - ② 構成員は、業務委託において当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を取ること。

- ③ 構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ④ 構成員が、上記（１）～（４）に掲げる要件をすべて満たし、かつ、上記（５）の要件を満たす事業者が１者以上で構成される共同企業体であること。

3 応募方法

（１） 応募意思表示書の提出

必要な書類を添付した応募意思表示書を提出してください。

なお、共同企業体により参加する場合は、ア②の添付資料１、添付資料２は、すべての構成員が提出、添付資料３は構成員の１者以上が提出するとともに、２の（６）①に掲げる協定書の写しを提出してください。

ア 提出書類及び部数

- ① 応募意思表示書（様式１）
- ② 応募者概要書等（任意様式）
 - ・添付資料１ 応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）
 - ・添付資料２ 香川県税の納税証明書<※>（未納がない旨の証明）
 - ・添付資料３ 過去の業務実績（契約内容<期間、金額、仕様書>等、応募資格を満たすことが確認できるもの）

※香川県入札参加者名簿に登録されている者は除く。

※所在地が香川県外の者であっても、「香川県税等に滞納のない旨の証明書」の提出は必要であるため、十分に留意すること。

イ 提出期限 令和７年１月９日（木）17:15まで（期限内必着）

（祝祭日、土曜日、日曜日等を除く、受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15）

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 後記 10 記載のとおり

オ その他

応募意思表示書を提出した者に対し、令和７年１月１６日（木）までに応募資格の確認結果を電子メールで通知します。なお、応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

カ 留意事項

- ・応募申請に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、追加・変更は認めません。また、提出書類は返却しません。
- ・応募意思表示書を提出後に提案を辞退する場合には、辞退届（様式２）を速やかに提出すること

(2) 質問事項の受付

ア 提出期間 令和7年1月10日(金)17:15まで(期限内必着)
(祝祭日、土曜日・日曜日等を除く、受付時間8:30~12:00、13:00~17:15)

イ 提出方法

質問書(様式3)に記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。回答は、全ての応募資格要件に適合する者に対して、電子メールにて、令和7年1月17日(金)までに送付します。

ウ 受付先 後記10記載のとおり

(3) 提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

仕様書に基づく提案内容とし、次に掲げる①企画提案書、②見積書は、正本1部(社名あり)、副本(社名なし※)6部の計7部ずつ、③プレゼンテーション参加者名簿は1部を提出してください。

※副本には、商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと。

① 企画提案書(任意様式) <正本1部、副本6部>

企画提案書には、次の項目を必ず記載すること。

- ① 実施主体
- ② エリアコンセプト
- ③ 需要等調査の内容
- ④ 利活用方法の比較検討の内容
- ⑤ 業務の進め方
- ⑥ 経費

② 見積書(任意様式) <正本1部、副本6部>

※見積書の正本は、代表者の職・氏名を記載の上、押印又は責任者、担当者の職・氏名及び連絡先を記載することで押印省略したいずれかの書類を提出すること。

※見積書のあて先は、「香川県知事 池田 豊人」とすること。

※見積書は、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

③ プレゼンテーション参加者名簿(様式4) <1部>

イ 提出期限 令和7年1月30日(木)17:15まで(期限内必着)

(祝祭日、土曜日・日曜日等を除く、受付時間8:30~12:00、13:00~17:15)

ウ 提出方法 持参又は郵送

※企画提案書作成上の注意

- ・企画提案書は、A4版(縦置・横置、縦書き・横書きは自由)とすること。
- ・A4版を超える既存資料等を添付資料とする場合は、A4サイズに折り込むこと。

- ・表紙を除く企画提案書の下側に、通しでページ番号を記載すること。

エ 提出先 後記 10 記載のとおり

オ 留意事項

- ・応募申請に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、追加・変更は認めません。また、提出書類は返却しません。

4 説明会

本委託業務について説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれに該当する場合や、その他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、令和7年2月6日(木)に選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーションにより委託候補者を選定します。応募者のプレゼンテーションにおける提案説明は15分以内とし、説明後に委員による質疑応答を10分程度行うこととします。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 企画提案内容について、7の審査基準により、総合点数方式で候補者を選定し、獲得点数と意見コメント等を参考に、審査員の協議により決定します。
- (3) 審査結果は、令和7年2月13日(木)までに、応募者全員に通知する予定です。ただし、審査の経緯については公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (4) 採用の通知を受けた応募者は、提出のあった企画内容、見積金額を基本に、具体的な委託内容を協議の上、契約を締結することとなります。

7 審査基準

審査は、下記の各項目について、評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(1) 評価項目・配点

① 実施主体 (10点×2)

- ・業務の実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。
- ・当該業務に類似した業務の実施実績を豊富に有しており、業務遂行のためのノウハウを有しているか。

② エリアコンセプト (20点)

- ・エリアの特性や将来像検討の着眼点は、適切かつ効果的か。

③ 需要等調査の内容 (20点)

- ・需要等調査として実施予定の内容について、具体的な提案があり、適切かつ効果的か。

④ 利活用方法の比較検討の内容 (20点)

- ・利活用方法の比較検討として実施予定の内容について、具体的な提案があり、適切かつ効果的か。

⑤ 業務の進め方 (10点)

- ・業務フローは、具体的かつ実現可能性の高いものか。

⑥ 経費 (10点)

- ・適切な経費となっているか。また、積算内訳及び根拠が明確に示されているか

(2) 評価基準

大変優れている＝10点 (20点)、優れている＝8点 (16点)、普通＝6点 (12点)、やや劣っている＝4点 (8点)、劣っている＝2点 (4点)

※配点が10点ではない項目においては、評価基準も配点に応じた点数 (括弧内で記載している点数) とする。

(3) 下限の点数の設定

選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点240点を下限の点数として設定し、この点数を満たす提案者がいないときは、候補者なしとします。

8 契約書作成の要否

要します。

9 電子契約の可否

(1) 可とします。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

10 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部都市計画課 サポート高松整備・運営推進G 担当者：桂

TEL：087-832-3866 FAX：087-806-0222

E-mail：toshikei@pref.kagawa.lg.jp

11 スケジュール

12月18日(水)	公告開始、応募意思表示書受付開始
令和7年1月9日(木)	公告終了、応募意思表示書受付締切り
1月10日(金)	質問書受付締切り
1月16日(木)	応募資格要件の確認結果通知
1月17日(金)	質問への回答
1月30日(木)	企画提案書の提出期限
2月6日(木)	選定委員会開催
2月13日(木)	審査結果通知(予定)
2月中旬	見積書を徴取、契約締結(予定)